

令和5年第3回定例会 経済建設常任委員会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和5年9月21日（木） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第 89号 市道路線の認定について
 議第 90号 村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を
 改正する条例制定について
 議第100号 令和5年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）
 議第101号 令和5年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）
 議第102号 令和5年度村上市下水道事業会計補正予算（第1号）
 議第110号 令和4年度村上市上水道事業会計決算認定について
 議第111号 令和4年度村上市簡易水道事業会計決算認定について
 議第112号 令和4年度村上市下水道事業会計決算認定について
- 4 出席委員（6名）
- | | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 渡 辺 昌 君 | 2番 | 河 村 幸 雄 君 |
| 4番 | 川 村 敏 晴 君 | 5番 | 大 滝 国 吉 君 |
| 6番 | 本 間 善 和 君 | 7番 | 尾 形 修 平 君 |
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
 議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 委員外議員（なし）
- 8 説明のため出席した者
- | | |
|---------------------|-------------|
| 副 市 長 | 忠 聡 君 |
| 政 策 監 | 須 賀 光 利 君 |
| 建 設 課 長 | 須 貝 民 雄 君 |
| 同 課 整 備 室 長 | 小 田 康 隆 君 |
| 同 課 管 理 室 長 | 本 間 孝 幸 君 |
| 都 市 計 画 課 長 | 大 西 敏 君 |
| 同 課 参 事 | 小 野 道 康 君 |
| 同 課 都 市 政 策 室 長 | 風 間 貴 志 君 |
| 同 課 都 市 政 策 室 係 長 | 大 田 陽 祐 君 |
| 同 課 建 築 住 宅 室 長 | 宮 村 勉 君 |
| 上 下 水 道 課 長 | 稲 垣 秀 和 君 |
| 同 課 経 営 企 画 室 長 | 林 奈 美 君 |
| 同 課 経 営 企 画 室 副 参 事 | 石 井 美 勝 君 |
| 同 課 経 営 企 画 室 副 参 事 | 本 間 か お り 君 |
| 同 課 業 務 室 長 | 東 敏 之 君 |
| 同 課 工 事 管 理 室 長 | 渡 邊 貴 志 君 |
| 同 課 工 事 管 理 室 係 長 | 松 田 政 和 君 |
| 荒 川 支 所 産 業 建 設 課 長 | 渡 邊 修 君 |
| 神 林 支 所 産 業 建 設 課 長 | 斎 藤 雄 一 君 |
| 朝 日 支 所 産 業 建 設 課 長 | 鈴 木 健 次 君 |
| 山 北 支 所 産 業 建 設 課 長 | 小 田 和 弘 君 |

9 議会事務局職員

局長 内山 治夫
書記 中山 航

(午前10時00分)

委員長(尾形修平君)開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第4 議第89号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長(建設課長 須貝民雄君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

建設課長 おはようございます。それでは、議第89号 市道路線の認定についてご説明をさせていただきます。本案は、村上市山辺里地内の私道について、山辺里区長より市道路線認定の申請があり、認定の基準に合致することから認定をお願いするものだ。なお、起終点位置、幅員、延長については、議件書の別記に記載のとおりである。次に、市道路線認定説明図を御覧ください。認定をお願いする路線は説明図に示す箇所となるが、南側の市道山辺里29号線側を起点とし、北側の市道山辺里18号線を終点とする、起終点とも市道に接続する路線となっている。説明については以上である。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第89号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第90号 村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(上下水道課長 稲垣秀和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

上下水道課長 それでは、議第90号 村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。本条例案は、令和6年2月1日付で村上水道事務所を廃止することに伴い、公営企業における水道事業及び簡易水道事業の組織について所要の改正を行うものであり、令和2年1月1日から施行するものである。以上、よろしくご審議いただくようお願いいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第90号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第100号 令和5年度村上市上水道事業会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(上下水道課長 稲垣秀和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、議第100号 令和5年度村上市上水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。1Pを御覧ください。第2条は、収益的収入及び支出の補正となる。収入については、第1款水道事業収益、第1項営業収益では644万7,000円を追加し、支出については第1款水道事業費用、第1項営業費用に1,780万円を追加し、収益的収入及び支出の予算総額を11億4,290万2,000円とするものだ。2Pを御覧ください。第3条は資本的収入及び支出の補正となる。収入については、第1款資本的収入、第6項他会計負担金では58万8,000円を追加し、資本的収入の予算の総額を3億8,147万9,000円とするものだ。支出については、1款資本的支出、第1項建設改良費で909万3,000円を追加し、資本的支出の予算総額を8億7,463万1,000円とするものだ。資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、1Pの第3条に記載している当年度分損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填するものである。3P、4Pを御覧ください。収益的収入の補正内容については、第1款水道事業収益、第1項2目受託工事収益では消火栓の移設等に係る受託工事収入として404万円を追加し、第1項3目その他営業収益については、水道事務所の統合に伴う経費の他会計からの負担金として240万7,000円を追加するものである。5P、6Pを御覧ください。収益的支出の主な補正内容については、第1款水道事業費用、第1項1目原水及び浄水費については、村上水道事務所の統合経費として上水道監視システムに係る設定業務委託料に45万1,000円を追加し、1項2目配水及び給水費については、施設の老朽化により漏水等の修繕工事費が増加し、予算執行率が7割を超過したことから、年度内の緊急対応修繕見込額として1,000万円を追加するものである。第1項3目受託工事費では、神林地区の南大平、北新保地内の消火栓の移設費用のほか、緊急対応時における工事請負費の不足分として404万円を追加するものだ。第1項4目総係費では、村上水道事務所の統合に係る経費として、水道料金等の納入通知書などの印刷製本費に300万1,000円を追加するものだ。7P、8Pを御覧ください。資本的収入の補正の内容については、第1款資本的収入、第6項1目他会計負担金では村上水道事務所の統合に伴う経費の他会計からの負担金として58万8,000円を追加するものだ。9P、10Pを御覧ください。資本的支出の補正内容については、第1款

資本的支出、第1項2目改良事業費では、朝日地内の国道7号水明橋の耐震化工事に伴う水道管の耐震化実施設計業務などで委託料に801万円を、また水道事務所の統合に伴い、光ケーブル及び電話回線の通信設備の増設により工事請負費に108万3,000円をそれぞれ追加するものである。以上、補正会計の概要となる。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第100号については、起立全員にて原案のおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第101号 令和5年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(上下水道課長 稲垣秀和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、議第101号 令和5年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。1Pを御覧ください。第2条は、収益的収入及び支出の補正となる。収入については、第1款水道事業収益、第1項営業収益では406万円を追加し、第2項営業外収益では347万3,000円を追加し、支出については、第1款水道事業費用、第1項営業費用に753万3,000円を追加し、収益的収入及び支出の予算の総額をそれぞれ3億4,872万9,000円とするものだ。2Pを御覧ください。第3条は、資本的収入及び支出の補正となる。収入については、第1款資本的収入、第1項企業債では730万円を、第2項出資金では85万1,000円をそれぞれ追加し、資本的収入の予算の総額を1億8,005万7,000円とするものだ。支出については、第1款資本的支出、第1項建設改良費では815万1,000円を、第3項出資金返還金では3,140万円をそれぞれ追加し、資本的支出の予算の総額を3億3,557万4,000円とするものだ。資本的収入が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填するものだ。3P、4Pを御覧ください。収益的収入の補正内容については、第1款水道事業収益、第1項2目受託工事収益では消火栓の移設等に係る受託工事収入として406万円を追加し、第2項1目他会計補助金については、村上水道事務所の統合に係る経費のほか、浄水施設の維持管理費用の不足分として一般会計繰入金347万3,000円を追加するものだ。5P、6Pを御覧ください。収益的支出の補正内容については、第1款水道事業費用、第1項1目原水及び浄水費では、高根浄水施設の維持管理費用の不足分として浄水施設管理業務委託料に96万8,000円を追加し、薦川浄水施設等の緊急修繕対応における不足分として修繕費に115万2,000円を追加するものだ。第1項3目受託工事費では、高根、日下地内における消火栓の移設等に係る工事請負費の不足分として406万円を追加するものだ。第1項4目総係費では、村上

水道事務所統合経費として水道料金の納入通知書等の印刷費等の負担金として135万3,000円を追加するものだ。7 P、8 Pを御覧ください。資本的収入の補正内容については、第1款資本的収入、第1項企業債では山北地区等の配水管改良工事における起債の借入率を引き上げるため730万円を追加し、2項1目出資金では、村上水道事務所統合経費として、一般会計出資金85万1,000円を追加するものだ。9 P、10 Pを御覧ください。資本的支出の補正内容については、1款資本的支出、第1項1目改良事業費では村上地区の下渡水源の送水ポンプ取替え工事等の施設改良工事費の不足分として765万6,000円を追加し、村上水道事務所統合に係る通信設備の増設により負担金に49万5,000円を追加するものだ。第3項1目出資金返還金では、令和4年度一般会計から繰入れした出資金が委託料等の営業費用のほか、建設事業費等の減少により予算額が不用となったことから本年度返還するため、一般会計出資金返還金3,140万円を追加するものだ。以上、補正内容の概要となる。よろしくご審議いただきたいと思う。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第101号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8 議第102号 令和5年度村上市下水道事業会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(上下水道課長 稲垣秀和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、議第102号 令和5年度村上市下水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。1 Pを御覧ください。第2条は、収益的収入及び支出の補正となる。収入については、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益では123万2,000円を、支出については第1款下水道事業費用、第1項営業費用に123万2,000円をそれぞれ追加いたして、収益的収入及び支出の予算の総額を39億523万2,000円とするものだ。2 Pを御覧ください。第3条は、資本的収入及び支出の補正となる。収入については、第1款資本的収入、第6項出資金で9万5,000円を追加し、資本的収入の予算の総額を31億5,122万7,000円とするものだ。支出については、第1款資本的支出、第1項建設改良費では1,009万5,000円を、第4項出資金返還金では2億2,590万円をそれぞれ追加し、資本的支出の予算の総額を47億4,624万8,000円とするものだ。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填するものだ。3 P、4 Pを御覧ください。収益的収入の補正内容については、第1款下水道事業収益、第2項1目補助金では、村上水道事務所の統合に

係る経費として一般会計繰入金123万2,000円を追加するものだ。5 P、6 Pを御覧ください。収益的支出の補正内容については、第1款下水道事業費用、第1項1目管渠費については、村上水道事務所の統合に伴い、下水道管理システム設定業務委託料に17万6,000円を、1項5目総係費については、下水道使用料等の納入通知書の印刷製本費等を村上水道事務所統合負担金として105万6,000円をそれぞれ追加するものだ。7 P、8 Pを御覧ください。資本的収入の補正内容については、第1款資本的収入、第6項1目出資金については、村上水道事務所統合経費として一般会計繰入金9万5,000円を追加するものだ。9 P、10 Pを御覧ください。資本的支出の補正内容については、第1款資本的支出、第1項1目建設事業費の委託料については、朝日地内の国道7号水明橋の耐震化工事に伴う下水道管の耐震化実施設計業務委託料として1,000万円を、負担金については村上水道事務所の統合に伴う通信設備の増設による工事負担金として9万5,000円をそれぞれ追加するものだ。第4項1目出資金返還金については、令和4年度一般会計から繰入れした出資金が建設事業費における緊急対応修繕や工事請負費等の事業費の減少により予算額が不用となったことから、本年度返還するため一般会計出資金返還金2億2,590万円を追加するものだ。以上、補正予算の概要となる。よろしくご審議いただくようお願いする。

(質 疑)

- 尾形委員長 私から1点、10 Pの出資金の返還金、これさっき上水道でも出ていたけれども、金額的にちょっと大きくなって思ったのだけれども、この辺の件をもうちょっと丁寧に説明してもらえるか。
- 上下水道課長 出資金返還金の主な内訳なのだけれども、災害復旧費用の不用額として約5,000万円、県道改良工事に伴う下水道管移設工事の不用額として約5,000万円、緊急対応修繕費用の不用額として約4,000万円、そして営業費用の不用額として約6,000万円ということで、内訳になっている。
- 尾形委員長 ちなみに、最後に言った営業費用の6,000万円というのは、補正予算取るときで見込み等6,000万円という金額、結構大きいと思うのだけれども、その辺はどんなだったか。
- 上下水道課長 営業費用の不用額についてなのだけれども、内訳のほうが、通常の維持修繕費、そちらのほうで約2,200万円ほど、そして委託料などで1,700万円ほど、そして災害での水質検査の手数料など500万円、そして動力費のほうも一般会計から繰り入れていただいたりしているのだが、800万円ほど安く済んだというところである。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第102号については、起立全員にて原案のおり可決すべきものと決定した。

日程第9

議第110号 令和4年度村上市上水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長（上下水道課長 稲垣秀和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

上下水道課長 それでは、議第110号 令和4年度村上市上水道事業会計決算認定について、別冊となっている決算書により概要をご説明いたします。初めに、1Pから4Pの決算報告書についてご説明いたします。1P、2Pを御覧ください。収益的収入について、予算額に比べ決算額の増減の主な要因といたしては、第1款水道事業収益、第1項営業収益については、令和4年度より料金改定を実施いたしましたが、大雨災害等により給水収益と受託工事収益などの減少により予算額に対して決算額は減となっている。第2項営業外収益については、大雨災害による料金減免や電気料金の高騰に対する一般会計からの繰入金が増加したためである。総収益といたしては、前年度と比較して約710万円の増となっている。続いて、収益的支出の不用額の主な要因といたしては、第1款水道事業費用、第1項営業費用については、減価償却費や資産減耗費等で約2,100万円減のほか、受託工事費等が減少したことによるものだ。また、動力費や大雨災害に係る費用の増加等により、総費用は前年度と比較して約7,500万円の増となっている。3P、4Pを御覧ください。資本的収入について、予算額に比べ決算額の増減の主な要因といたしては、第1款資本的収入、第1項企業債については、国からの工事補償金の受入れにより不用となったほか、災害復旧事業費の繰越財源に充てるものである。第6項補助金については、川部浄水場等の災害復旧費、国庫補助金の受入額であり、差額分については令和5年度の繰越財源となる。収入額は、前年度と比較して約2億6,530万円の増となっている。続いて、資本的支出の不用額の主な要因といたしては、第1款資本的支出、第1項建設改良費については、国・県の道路事業等の進捗状況の見直しにより不用となったものや工事費等の請負差額である。支出額は、前年度と比較して、約2億9,480万円の増額となっている。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填財源は下段のとおりだが、令和4年度は減債積立金から1億円、建設改良積立金から約198万6,000円を取り崩している。5Pを御覧ください。損益計算書については、令和4年度における水道事業の経営状況であるが、料金収入の減収や動力費等の費用の増加により、当年度約32万8,000円の純損失が生じている。また、その他未処分利益剰余金変動額については、先ほどご説明した資本的収支の補填財源の減債積立金及び建設改良積立金を合計した額であり、当年度未処分利益剰余金は下段のとおりだ。6P、7Pを御覧ください。剰余金計算書については、令和4年度における剰余金の増減を表示しており、当年度については純損失が生じたため、建設改良等の積立金への組入れは行えていない。9Pを御覧ください。キャッシュ・フロー計算書については、令和4年度の現金の流れを活動区分に表示している。令和4年度の現金の保有高といたしては下段に示したとおりで、前年度末と比較して約2億3,500万円の減少となっている。10P、11Pを御覧ください。貸借対照表については、1、固定資産、（2）、無形固定資産のニ、ソフトウェアにおいて、水道料金システム及び水道施設台帳の構築業務が完了したため、6,230万円を増加し、固定資産合計では前年度と比較して約3,300万円の増加となっている。14Pを御覧ください。令和4年度村上市上水道事業報告について、（イ）、業務量については、人口減少の影響などにより給水人口が減少し、配水量及び有収水量についても、大雨災害等の影響により前年度と比較して減少している。（ロ）、建設改良工事について、令和4年度の主なものといたし

ては、県道岩船港線防災安全事業等に併せて配水管を整備したほか、日本海沿岸東北自動車道朝日温海道路建設の支障移転として、朝日地区の第4水源における取水施設設備が完了している。また、ソフト面においては、平成30年から着手いたした水道管路台帳システムのほか、施設台帳システム構築業務も完了している。22Pを御覧ください。事業収入及び事業費に関する事項の主なものをご説明いたします。事業収入については、1、営業収益、(1)、給水収益については、大雨災害等により減収となっており、前年度と比較して約1,900万円の減収となっている。2、営業外収益、(2)、他会計補助金については、大雨災害等による料金減免や応急給水費用のほか、電気料金の高騰分として一般会計から繰り入れており、前年度と比較して2,673万円の増加となっている。続いて、事業費については、1、営業費用、(1)、原水及び浄水費については、前年度と比較して増加した要因といたしては、村上水源地など5施設における高圧電力の増加によるもので、電気料金は前年度と比較して約5,440万円の増加となっている。(2)、配水及び給水費については、前年度と比較して増加した要因といたしては、漏水緊急対応のための水道管修繕の材料費や大雨災害等による職員手当の増加によるものだ。(4)、総係費については、前年度と比較して増加した要因だが、人事異動に伴う人件費として約710万円、水道台帳システム保守等の増加が主な要因となっている。2、営業外費用、(2)、雑支出については、8月3日からの大雨災害による県内自治体からの応急給水派遣に伴う費用であって、新潟市ほか12事業体への支払い額などである。3、特別損失、(1)、過年度損益修正損については、令和3年度における消費税等の修正申告に伴い、680万円を追加納付したことにより増加したものだ。修正申告の内容といたしては、令和3年度において新潟県等から工事補償金として受け入れた7,500万円について、特定収入を算定基準により税抜きとしていたものを税込みに修正したために、令和4年度において前年度分の消費税を納付したものである。(2)、その他特別損失については、令和4年3月に村上水源地等の浄水施設において、高圧に関わる新電力契約会社の破産に伴い、違約金及び損害賠償金を相殺した3月分の電気料金を令和4年度においてお支払いしたものである。32P、33Pを御覧ください。(1)、有形固定資産明細書については、水道台帳システム構築業務や朝日第4水源地の取水設備施設が完了したため、建設仮勘定から建築物へ資産を振替したことにより、前年度より大きく増減している。34Pからは企業債明細書を記載している。令和4年度末の未償還金残高は、約48億7,890万円となっている。以上、上水道会計決算の概要の説明を終わる。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立

による採決を行った結果、議第110号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

日程第10 議第111号 令和4年度村上市簡易水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長（上下水道課長 稲垣秀和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

上下水道課長 それでは、議第111号 令和4年度村上市簡易水道事業会計決算認定について、別冊となっている決算書について概要をご説明いたします。初めに、1Pから4Pの決算報告をご説明いたします。1P、2Pを御覧ください。収益的収入について、予算額に比べ決算額の増減の主な要因といたしては、第1款水道事業収益、第1項営業収益については、受託工事収益などの減少により、予算額に対して決算額は減となっている。第2項営業外収益については、他会計補助金が増加しており、総収益は前年度と比較して約1,120万円の増となっている。続いて、収益的支出の不用額の主な要因といたしては、第1款水道事業費用、第1項営業費用については、水道施設維持管理委託料や資産減耗費の減少などによるもので、総費用は前年度と比較して約1,390万円の増となっている。3P、4Pを御覧ください。資本的収入について、予算額に比べ決算額の増減の主な要因といたしては、第1款資本的収入、第1項企業債及び第5項補助金については、高根浄水場の災害復旧事業費の繰越財源として充てるため減となっている。第2項出資金については、一般会計からの繰入金を予算額より2,400万円ほど多く受入れしているが、決算調整により余剰となった分については、令和5年度において一般会計へ返還することとしている。収入額は、前年度と比較して約4,540万円の増となっている。続いて、資本的支出の不用額の主な要因といたしては、1款資本的支出、第1項建設改良費については、建設改良工事に伴い、移設予定だった送水管移設工事が県の事業変更により先送りとなったことや工事費等の請負差額により減となっている。支出額は、前年度と比較して約2,100万円の増となり、翌年度繰越額については、高根浄水場の災害復旧経費分となる。なお、収支不足の補填財源は、当年度の損益勘定留保資金約1億730万円のうち約2,951万円を使用し、差引き分については、令和5年度において繰出金の精算を行う予定でいる。5Pを御覧ください。損益計算書については、令和4年度における簡易水道の経営状況であるが、当年度約24万1,000円の純利益となっている。9Pを御覧ください。キャッシュ・フロー計算書については、令和4年度の現金の保有高といたしては下段に示したとおりで、前年度と比較いたすと約1,860万円の減少となっている。10P、11Pを御覧ください。貸借対照表については、1、固定資産、（2）、無形固定資産のイ、ソフトウェアについては、上水道事業同様に水道料金システム及び水道施設台帳の構築業務が完了したため、簡易水道負担分として約645万9,000円増加している。14Pを御覧ください。令和4年度村上市簡易水道事業報告書について、（ロ）、建設改良工事における主なものといたしては、令和3年度に策定した基本計画により、府屋地区に減圧施設を設置したほか、浄水場施設の設備工事を実施いたしました。また、大雨災害による高根浄水場における災害復旧経費といたしては、約2億3,700万円の予算を繰り越している。20Pを御覧ください。事業収入及び事業費に関する事項の主なものをご説明いたします。事業収入については、1、営業収益、（1）、給水収益については、料金改定の実施により山北地区においては約600万円の増収となり、朝日地区では大雨災害の影響もあり、約200万円の減収と

なったが、全体といたしては、約450万円の増加となっている。2、営業外収益、(2)、他会計補助金については、一般会計からの繰入金として、前年度と比較して1,534万円の増をしており、うち基準内の繰入金については約1,157万円であり、基準外繰入金が92.5%を占めている。続いて、1、営業費用、(1)、原水及び浄水費については、前年度と比較して約724万円の増加となっているが、府屋浄水場の高圧電気料が前年度と比較して約370万円増加したほか、大雨災害による緊急水質検査手数料などの増加が主な要因となっている。(2)、配水及び給水費については、前年度と比較して約1,411万円の増となっているが、漏水等における緊急対応による修繕費が約1,200万円増加したことが要因となっている。2、営業外費用、(2)、雑支出については、大雨災害による応急給水派遣に伴う費用の負担分のほか、特定収入に係る消費税費用化額が増加したものである。3、特別損失、(1)、過年度損益修正損については、上水道事業同様に令和3年度における消費税等の修正申告に伴い追加納付したことが要因となり、増加している。(2)、その他特別損失についても、上水道事業同様、令和4年3月に府屋浄水施設における高圧に関わる新電力会社倒産に伴い、違約金及び損害賠償金を相殺した3月分の電気料を令和4年度に支払ったものである。30Pからは企業債明細書を記載しており、令和4年度末の未償還金残高は約15億789万円となっている。以上、簡易水道会計決算の概要を終わる。

(質 疑)

- 渡辺 昌
上下水道課長
- 決算認定ではあるけれども、高根浄水場の現状を教えてください。工事の現状。高根浄水場の現状ということなのだけれども、現在仮設の復旧工事、そして本復旧の復旧工事のほうをともに発注もう既にしていて、現在出水期のために河川の工事ができないということで、取水施設などの工事または護岸などの施設の工事ができないまま今いる状況なのだけれども、出水期後には護岸工事だとか、取水施設の整備をするために業者のほうと今スケジュールのほうを調整しているところである。今の進捗状況をお話ししたいなと思って、今ちょっと資料を探しているのだけれども・・・
- 尾形委員長
工事管理室長
- 誰か分かる人いないの。
現在進捗状況だが、高根のほうは仮設のほうはそのまま使っていて、これから護岸と川の中の取水渠を設置するための工事をこれから進めるような状況で、進捗率としては大体40%ぐらいというような感じになっている。
- 渡辺 昌
工事管理室長
- 完全な復旧というのは、いつ頃の見通しなのだろうか。
今年度末には終わる予定で今進めているが、ちょっと県の河川工事との兼ね合いがあるので、もしかしたらずれ込む可能性がある。
- 川村 敏晴
- 上水道も同じような感じでさっき聞いていたのだけれども、今回去年の水害等もあって、高根の浄水場は我々も視察させていただいたが、かなり甚大な被害で、復旧するにも大きな経費がかかるというふうな見込みの中で、給水の利益も逆に上がっていないというふうな状況が見える中で、水道料金の値上げというふうなことはそうそうあってはならないとは思う中で、現状維持というふうなことでずっといってほしいなという願いの中での質問になるのだけれども、その辺についての見通しとか、その辺はどんな現状か聞かせていただければと思う。
- 上下水道課長
- 決算のほうでもご説明したのだけれども、昨年度の大雨災害による修繕費だとか、そういったところで、簡易水道のほうは一般会計からの繰入れを伴ってやっている

のだけれども、上水道については、ほぼほぼ上水道の収益等で賄ってきているところなのだ。それで、そこに加えて動力費、電気料金なのだけれども、そちらの値上がり、決算のほうでもご説明はしたのだけれども、約6,000万円近くも値上がりしているというところで、この状況が続くとやはり料金の改定というところも考えざるを得ないのかなというふうには思うのだけれども、その辺について、全てを料金で賄うべきなのか、それとも一般会計から繰り入れて、基準外繰入れになるかもしれないが、その辺についても今後財政のほうと検討しながら、料金については検討していきたいというふうに考えている。

川村 敏晴

あくまでも命の水であるし、安易に値上げということも極力ないようにというふうに思うが、昨今の情勢を考えればという思いも出てくるわけだけれども、極力善処した中で対応していただきたいと、こういうふうをお願いしておきたいと思う。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第111号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

日程第11 議第112号 令和4年度村上市下水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長(上下水道課長 稲垣秀和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは最後に、議第112号 令和4年度村上市下水道事業会計決算認定について、別冊となっている決算書により概要をご説明いたします。初めに、1Pから4Pの決算報告をご説明いたします。1P、2Pを御覧ください。収益的収入について、予算額に比べ決算額の増減の主な要因といたしては、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益については、減価償却費及び支払利息の減に伴って他会計補助金も減少したことにより、予算額に対し決算額は減額となっている。総収益は、前年度と比較して約2億7,875万円の減となっている。続いて、収益的支出の不用額の主な要因といたしては、第1款下水道事業費用、第1項営業費用については、修繕費で約2,200万円を、委託料では約1,700万円を、ほかに薬品費、水質検査等手数料などの減によるもので、総費用は前年度と比較して約2億5,000万円の減となっている。3P、4Pを御覧ください。資本的収入について、予算額に比べ決算額の増減の主な要因といたしては、第1款資本的収入、第1項企業債については、建設事業費等の減少により不用となったほか、令和5年度の繰越財源として約4億3,000万円を充てるため減となっている。第2項補助金については、社会資本整備総合交付金、農業集落排水事業費補助金及び災害復旧事業費国庫負担金を受入れた額である。令和5年度の繰越財源として約4億5,500万円を充てるため減となっている。第6項出資金については、一般会計からの繰入金を予算額より7,000万円多く受入れているが、簡易水道

事業と同様に、決算調整により余剰となった分については、令和5年度において一般会計へ返還することとしている。続いて、資本的支出の不用額の主な要因といたしては、第1款資本的支出、第1項建設改良費については、県道改良工事に伴い移設予定だった下水道管移設工事が県の事業変更により移設の必要がなくなったことや、工事費等の請負差額により減となっている。支出額は、前年度と比較して約4億1,530万円の減となり、翌年度繰越額については、村上浄化センター改築更新工事等で約7億8,430万円、荒川浄化センター等の災害復旧経費で約2億4,230万円となっている。なお、収支不足の補填財源といたしては、下段に記載のとおりだが、当年度分の損益勘定留保資金約12億9,192万円のうち約9億2,466万円を使用し、差引額については、令和5年度にて繰出金の精算をする予定でいる。5Pを御覧ください。損益計算書については、令和4年度における下水道事業の経営状況であるが、当年度約822万4,000円の純利益となっている。前年度より約694万円増加しており、未処分利益剰余金が約1,205万円となるが、このうち約408万円を令和5年度へ事故繰越しした平林浄化センター施設整備工事費等の財源に充てる予定である。9Pを御覧ください。キャッシュ・フロー計算書については、令和4年度の現金の保有高といたしては下段に示したとおりで、前年度末と比較すると約2億3,616万円の増加となっている。15Pを御覧ください。令和4年度村上市下水道事業報告について、(イ)の業務量については、水洗化人口は減少しているが、接続戸数が87件増加しており、水洗化率といたしては、前年度比0.7ポイント上昇し、全体で78.5%となっている。次の(ロ)の建設改良工事については、公共下水道事業では村上処理区内の污水管渠整備延長57.2メートルのほか、下水処理施設の老朽化及び耐震化対策として村上浄化センター改築更新事業において建築工事及び機械、電気設備更新や耐震工事を実施している。浸水対策といたしては、荒川処理区内の都市計画道路東大通り線の整備に合わせ、雨水幹線整備事業を実施いたした。農業集落排水事業では、老朽化対策として、高根地区、蒲萄地区及び南大平地区において処理施設改築更新事業を実施いたした。災害復旧関連といたしては、荒川浄化センター等の本復旧経費を令和5年度に事業繰越している。22Pを御覧ください。事業収入及び事業費に関する事項の主なものをご説明いたす。事業収入については、1、営業収益、(1)、下水道使用料については、料金改定の実施により、村上地区においては税込み約5,330万円の増収となり、荒川、神林地区については、大雨災害等の影響もあり、約1,670万円の減収となっている。2、営業外収益、(4)、補助金については、一般会計からの繰入金として約17億8,321万円、農業集落排水事業起債償還補助金約2,264万円を受入れし、前年度と比較して約1億6,968万円の減となっている。これは、減価償却費等営業費用が減少したことが要因となっている。続いて、事業費については、1、営業費用、(1)、管渠費については、前年度と比較して約638万円増加しているが、下水道事業施設の修繕費の増加が主な要因となる。(2)、ポンプ場費については、前年度と比較して約1,900万円の増となっているが、大雨災害により泉町ポンプ場や羽ヶ榎中継ポンプ場における災害復旧経費の増加が主な要因となる。(3)、処理場費については、前年度と比較して約3,141万円の増加となっているが、電力価格の上昇による動力費の増加が主な要因となる。(7)、減価償却費については、減価償却の対象となっている処理場の機械、電気設備などの減少が要因となっている。2、営業外費用、(1)、支払利息及び企業債取扱諸費については、企業債に係る高い利息の償還の減少により、前年度と比較して約4,470万円の

減となっている。(2)、雑支出については、大雨災害において日本下水道事業団との災害支援協定による費用負担金約446万円のほか、特定収入に係る消費税の費用化分などで約2,208万円となり、前年度と比較して約1,153万円の増加となっている。24Pを御覧ください。企業債及び一時借入金の概況、(イ)、企業債については、令和4年度の借入額といたしては、公的資金である財務省財政融資資金として2億7,524万3,000円、そして銀行縁故債として市中銀行等から13億9,060万円の借入れを実施している。なお、企業債の明細については、33P以降の記載のとおりである。令和4年度末の未償還残高は、約294億9,612万円となっている。以上、下水道事業会計決算の概要説明を終わる。

(質 疑)

尾形委員長

私から1点、今最後に説明された企業債の件なのだけれども、最終ページに載っているけれども、上水道、簡易水道は公的資金を利用しているし、この下水道会計にしてみれば、地元の地方銀行から融資受けていると思うのだけれども、こうやって見ていくと何か偏りがあるのかなって思っているわけよ。例えばかみはやし農業協同組合はあるけれども、にいがた岩船農業協同組合はないとか、あと例えば村上信用金庫はあるけれども、大光銀行はないとか、きらやか銀行はないとかというのが感じていて、借入先についての決定というのはどういう経緯でなされているのだろう。

経営企画室長

銀行から借入れする縁故債の関係については、まず見積入札を毎年度行っている。銀行の償還期間は10年であるので、その期間で全部今の市内の金融機関からの見積りを徴したことによって、一番低い利率をもって決定をいたしている。

尾形委員長

では、例えば今年はJAかみはやしとか、今年は信金とかって年度ごとで決まるのか。

経営企画室長

毎年度3月に起債の償還金が返還いたすので、その前の2月に借入れを毎年度実施をしている。今年度については、たまたまではないのだけれども、かみはやし農協が一番低い利率を入れていただいたので、そちらの偏りというか、一番低かった銀行との契約をいたしている。

尾形委員長

これさっき課長も言っていたけれども、高い利息のやつがどんどん減ってきて、今は安い金利で借りられているのだけれども、下水道にしてみれば、残高がまだ290億円もあるわけだ。大きい建設工事とかは終わってきているので、これから償還にはずみがつくのかなって思っているのだけれども、償還の見通しというのは課のほうで立てているか。

上下水道課長

償還の見通しというか、施設更新の計画についてなのだけれども、ストックマネジメントだとか、アセットマネジメントなどの計画を策定しながら、今後あまり山になるようなことがないように、平準化できるように改築更新のほうは進めていきたいというふうには思っているけれども、どうしても同時期に、下水道施設については同じような時期に建設をしているというところもあって、その辺平準化が難しいところもあるのだが、こちらのほうでもできるだけ平準化できるように計画をつくっていききたいというふうには考えている。

尾形委員長

それこそ上水も簡水もそうだけれども、やっぱり人口が減ってくるとなかなか収入というのが、収入自体も下がっていくのだろうし、その辺すごくかじ取り難しいかなと思うのだけれども、もし、副市長、コメントあったら願います。

副市長 今委員長おっしゃるように、人口減少で結局は使用量がだんだんと減っていくという話、それから前の議案でもご意見あったけれども、いわゆる収入、料金、使用料に関しての、そこら辺のバランスのこともあって、財政の見込みも立てながら、市民の皆様方には過度な負担にならないように十分やっぱり注意していく必要があるかというふうに思う。なお、下水道事業については、日本下水道事業団からのいろいろなアドバイスをいただきながら、あるいは審議会等も経ながら、いろいろ多方面から議論をいただいているところであるので、そういったところのご意見も十分に参考にしながら今後進めていきたい。なくてはならない社会インフラであるので、十分注意しながら進めていきたいというふうに思う。ありがとうございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第112号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（尾形修平君）閉会を宣する。

(午前11時01分)